

Weekly Report

第489号
平成31年1月21日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

消費税率引上げに伴う経過措置の適用

今年10月に予定される消費税率10%への引上げにおいて、一定の取引は10月以降も税率8%が適用される経過措置が講じられています。

◆3月までの契約等で経過措置が適用される取引

今年3月末までに契約等することで、経過措置が適用される主な取引を確認しておきましょう。

◎請負工事等……3月末までに締結した工事や製造の請負、これらに類する一定の契約（測量、地質調査、工事の施工に関する調査、企画及び立案、映画の制作、ソフトウェアの開発等）については、10月以降に目的物の引渡し等を行う場合でも税率8%が適用されます。

◎資産の貸付け……3月末までに締結した契約に基づき、9月末までに資産の貸付けを行い、10月以降も引き続き貸付けを行っている場合は8%が適用されます。ただし、契約内容が一定要件（貸付期間及び期間中の対価の額が定められている等）に該当している場合に限られます。

◎予約販売に係る書籍等……3月末までに締結した不特定多数に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍等について、その対価を9月末までに領収している場合は、10月以降に行われる書籍等の譲渡に8%が適用されます。

◎通信販売……通信販売により商品を販売する事業者が、3月末までに販売価格等の条件提示等をして、9月末までに申込みを受けた場合は、10月以降に行われる商品の販売に8%が適用されます。

◎その他……*指定役務の提供（冠婚葬祭のための施設やサービスの提供）、*有料老人ホームに係る一定の終身入居契約に基づく介護サービスの提供。

医療費控除で医療費通知を添付する場合

医療費控除を受ける方は、確定申告（還付申告）の際に「医療費控除の明細書」の提出が必要となりましたが、健康保険組合等が発行する「医療費通知（医療費のお知らせなど）」を添付することで、明細書の記入を大幅に省略できます。

医療費通知の発送時期は保険組合によって異なりますが、協会けんぽについては1月15日から順次発送されています。

なお、協会けんぽから届く「医療費のお知らせ」に記載されている医療費は、30年9月分までとなっているため、10～12月分は領収書に基づき明細書を作成します。また、保険適用外の費用などは記載されていないので、注意が必要です。

1月の給与計算をする前にすべきこと

平成30年分の「源泉徴収票」を各人に交付します。

2019年（平成31年）分の「扶養控除等（異動）申告書」を全社員（雇用期間が2ヵ月以内の者を除く）から受理し、扶養親族等必要事項を確認のうえ源泉徴収簿（賃金台帳）に適用区分や扶養親族の人数などを転記します。

なお、マンナンバー（個人番号）の記載は基本的に必要ですが、本人や控除対象配偶者および親族等の氏名・個人番号等を記載した帳簿を備えている場合は必要ありません。

発行されるポイントは、新築の場合が最大35万円相当、リフォームの場合が最大30万円相当（若者・